様式第１号（第２条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム	
行政機関等の名称	沼田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく戸籍に関する事務に利用する。	
記録項目	1.本籍、2.氏名、3.氏名の振り仮名、4.出生の年月日、5.戸籍に入った原因及び年月日、6.実父母の氏名及び実父母との続柄、7.養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、8.夫婦については、夫又は妻である旨、9.他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、10.戸籍法施行規則第30条第1号から第6号に掲げる事項	
記録範囲	沼田市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む　　■含まない	
記録情報の経常的提供先	■有（　法務局、他の官公庁　）□無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）・沼田市市民部市民課 ・沼田市総務部総務課	
	（所在地）〒378-8501 沼田市下之町８８８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	■法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第２１条第７項に該当するファイル □有　■無	□法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
備考		